

常総市マイ・タイムライン検討会規約（案）

（名称）

第1条 この会議は、「常総市 マイ・タイムライン検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

（目的）

第2条 検討会は、常総市において、住民一人ひとりが 自分自身に合った避難に必要な情報・判断・行動を把握し、いわば「自分の逃げ方」を手に入れることを目的として、市役所のサポートの下でそれぞれの環境に合ったマイ・タイムラインを自ら検討する場として設置する。

（検討会の構成）

第3条 検討会は、別表1をもって構成する。

2 検討会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 検討会は、住民一人ひとりが参画し、それぞれの環境に合ったマイ・タイムラインを自ら検討する。

（運営会議の構成）

第4条 検討会に運営会議を置く。

2 運営会議は、別表2をもって構成する。

3 運営会議の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 運営会議は、検討会の円滑な運営のために必要な諸事項等を調整・決定することを目的とする。

（公開・傍聴）

第5条 検討会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、内容によっては、運営会議に諮り、非公開とすることができる。

2 運営会議は、原則非公開とする。なお、運営会議の調整の結果を検討会の資料として使用することで公開と見なす。

3 傍聴に関しては、必要な事項を別途定めるものとする。

（検討会資料等の公表）

第6条 検討会で使用した資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については公表しないものとする。

（事務局）

第7条 検討会及び運営会議の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、常総市、関東地方整備局下館河川事務所で行う。

(モデル地区)

第8条 平成28年度は、モデル地区を若宮戸地区、根新田地区の2箇所とする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、検討会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、運営会議で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年11月13日から施行する。

別表 1

住民

若宮戸地区、根新田地区の住民

関係機関

常総市

常総警察署

茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部 下妻消防署 石下分署

常総地方広域市町村圏事務組合消防本部 水海道消防署

茨城県 生活環境部

茨城県 土木部

気象庁 水戸地方气象台

関東地方整備局 下館河川事務所

学識者

筑波大学システム情報系社会工学域 川島宏一 教授

茨城大学人文学部人文コミュニケーション学科 伊藤哲司 教授

筑波大学院システム情報系構造エネルギー工学域 白川直樹 准教授

別表 2

住民

若宮戸地区 自治区長

根新田地区 自治区長

関係機関

常総市 市民生活部

常総市 都市建設部

常総市 保健福祉部

常総警察署

茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部 下妻消防署 石下分署

常総地方広域市町村圏事務組合消防本部 水海道消防署

茨城県 生活環境部 防災・危機管理課

茨城県 土木部 河川課

気象庁 水戸地方气象台

関東地方整備局 下館河川事務所

学識者

筑波大学システム情報系社会工学域 川島宏一 教授

茨城大学人文学部人文コミュニケーション学科 伊藤哲司 教授

筑波大学院システム情報系構造エネルギー工学域 白川直樹 准教授